

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 7 年 8 月 8 日受付分)

特定非営利活動法人山存

縦覧期間

令和 7 年 8 月 8 日 (金) から
令和 7 年 8 月 22 日 (金) まで

特定非営利活動法人山存定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人山存という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県川辺郡猪名川町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、猪名川町やその周辺地域において、伸びすぎた樹木の更新伐など適切な山林の手入れを行うと共に、薪ストーブ等の利用促進すなわち里山の利活用を推進することにより、里山の持つ多面的機能の回復や持続可能な山村居住環境を守り、豊かに育んでいくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 森林整備事業
- (2) 伐採材の利活用事業
- (3) 森林整備・利活用における技術の開発および普及事業
- (4) 里山の自然環境に関わる啓蒙・啓発・学習活動
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して4年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 4人以上
- (2) 監 事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく

これを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることが出来る。ただし、役員のうち報酬を受け取る者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面、電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、あらかじめ通知されていない事項であっても、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の3分の2以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 3 議決すべき事項について特別の利害関係を有する正会員は、その事項について表決権

を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案したものの氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的を示して書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の3分の2以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において、第36条及び次条第1項第3号の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別の利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決、電磁的方法表決者にあつては、そ

の旨を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定められた以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したとき
残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に
譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の
議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、貸借対照表の公告については、電子公告とし内閣府 NPO 法人ポータルサイトに
掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定め
る。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	吉 田	雅 信
副理事長	松 本	理 伸
理 事	多 田	博 昭
同	竹 尾	篤
同	徳 長	雄 介
同	山 下	修
同	輪 島	春 海
同（事務局長）	實 森	彰 郎
監 事	野 村	敏 彦

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027（令和9）年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2026（令和8）年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員		個人	非営利団体	営利団体
①入会金		0円	0円	0円
②年会費		5,000円	10,000円	50,000円
(2) 賛助会員		個人	非営利団体	営利団体
①入会金		0円	0円	0円
②年会費		一口 2,000円	一口 5,000円	一口 20,000円

以上

役員名簿

特定非営利活動法人山存

役名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の 有無
理事長	よしだ まさのぶ 吉田 雅信		無
理事 (副理事長)	まつもと まさのぶ 松本 理伸		無
理事	たけお あつし 竹尾 篤		無
理事	ただ ひろあき 多田 博昭		無
理事	とくなが ゆうすけ 徳長 雄介		無
理事	やました おさむ 山下 修		無
理事	わじま はるみ 輪島 春海		無
理事 (事務局長)	じつもり あきお 實森 彰郎		無
監事	のむら としひこ 野村 敏彦		無

設立趣旨書

1. 趣旨

戦後、エネルギー源の石油・ガス・電気への転換や化成品の普及で、里山を活用しなくなり、手入れのされない森林が増えた。その結果、豪雨による斜面崩壊や生態系の変容とそれらに伴う野生動物の人里への侵入など、森林は私たちの生活を脅かす存在になりつつある。

豪雨などの異常気象の原因は、地球温暖化の誘因の一つである化石燃料による大気中のCO₂増加とされ、エネルギー源の石油依存が問題視されている。

こうした災害の防止や生態系の正常化のためには、里山を本来の姿に戻す必要があるが、それには習熟した技術と体力が必要であり、高齢化した森林所有者では手が出せない状態となっている。

一方、都会に近い猪名川町では、移住あるいは二拠点生活をして、化石燃料ではなく、薪ストーブを導入しようとする住民が、少しずつ増えている。しかし、供給体制が脆弱なため、薪はむしろ高価なエネルギー源となってしまっている。

里山と薪ストーブの課題を解決しようと、有志が集まり活動を始めた。放置された森林の樹木をボランティア的に伐採し、薪炭などとして活用すると共に里山を再生しようとする活動の開始から数年が経ち、多種多様な植物の生長や、伐採した樹木からの発芽など山の再生を実感している。

これらの活動は、対象とする森林の選定や急峻な山での作業といった技術的な課題に加え、安定した経済基盤を必要とするため、地元有志や移住者だけでは取り組みの継続が困難となっている。そこで、法人化することにより社会的に認知された公益団体として、行政や地域の協力が得やすくなると考えて、法人化を申請することとした。

法人化により、対象地区の拡大、会員の増強、行政等からの助成により、樹木の伐採を促進させ、森林整備に寄与するだけでなく、伐採した木材の薪などへの利活用を促進し、薪ストーブ生活をする移住者等の積極的誘致を図り、それに合わせて自然豊かな山里で心豊かに生活する人々が増加することが見込まれ、猪名川町および周辺地域の活性化にも貢献できると考えている。

さらに、活動を通して得たノウハウの普及、里山保全に関する情報を発信し、活動の輪を広げると共に、治山事業などで伐採される樹木廃棄物の処理、森林所有者の伐採希望情報のとりまとめなども引き受け、地域に貢献したい。

2. 申請に至までの経緯

2021(R3)年： 猪名川町木津東山と笹尾の有志により活動を開始。

2022(R4)2023(R4)年 12月： 集会（次年計画立案）

2024(R6)年 12月： 集会（次年計画立案、会員間での法人化の意思確認）

2025(R7)年 3月： 集会（法人化発起人会、代表者指名）、会員数22名

7月： 設立総会

令和7年7月8日

特定非営利活動法人山存
設立代表者
氏名 吉田 雅信

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人山存

1. 基本方針

これまでに現場で培ってきた伐採技術の会員同士での共有化、さらに、安全意識の向上、安全を考慮した技術、里山保全に関する知識の深掘りを行いながら、伐採と薪作りを重点に進める。

法人設立を機に、森林整備の重要性と本法人の役割を広く地域住民に知ってもらう広報活動を行うと共に、新たに伐採を望む森林所有者の発掘を進め対象森林を広げていく。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト 内容	実施月	実施場所	対象者	収益見込 (円)
(1) 森林整備事業	樹木伐採・更新 伐採	1～3月	町内山林 (猪名川 町笹尾)	森林所有者	0
(2) 伐採材の利活用事業	薪作り	1～3月	〃	会員、 地域住民	0
	炭・しいたけ原木作り	3月	〃	会員、 地域住民	0
(3) 森林整備・利活用における技術の開発および普及事業	勉強会（安全、更新伐技術、薪ストーブの燃焼技術など）	9～11月	笹尾公民館、東山自治会館	会員	0
(4) 里山の自然環境に関する啓蒙・啓発・学習活動	法人の活動紹介	3月	いながわ桜まつり 他	地域住民	0
	薪ストーブ紹介、しいたけ原木、薪等の販売	〃	〃	〃	5,000

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長：實森 彰郎

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人山存

1. 基本方針

昨年度に引き続き、伐採技術や安全、里山保全に関する知識の向上に努めながら、伐採と薪作りを重点に進める。

また、広報活動により、森林整備の重要性や薪ストーブの良さを訴え、伐採を望む森林所有者の発掘を進め対象森林を広げていくと共に、薪活用の拡大を図っていく。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト 内容	実施月	実施場所	対象者	収益見込 (円)
(1) 森林整備事業	樹木伐採・更新 伐採	1～3月	町内山林 (猪名川町 笹尾)	森林所有者	0
(2) 伐採材の利活用事業	薪作り	1～3月	〃	会員、 地域住民	0
	炭・しいたけ原木作り	3月	〃	会員、 地域住民	0
(3) 森林整備・利活用における技術の開発および普及事業	勉強会（安全、更新伐技術、薪ストーブ燃焼技術など）	9～11月	笹尾公民館、東山自治会館	会員	0
(4) 里山の自然環境に関する啓蒙・啓発・学習活動	法人の活動紹介	3月	いながわ桜まつり 他	地域住民	0
	薪ストーブ紹介、しいたけ原木、薪等の販売	〃	〃	〃	10,000

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年2回

(2) 事務局体制

事務局長：實森 彰郎

令和7年度活動予算書
成立の日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	110,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費計		110,000	
2. 事業収益			
(4) 里山啓発活動事業	5,000		
事業収益計		5,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	50,000		
受取助成金等計		50,000	
4. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
その他収益計		0	
経常収益計			165,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
給与手当	0		
法定福祉費	0		
支払工賃	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	35,000		
印刷費	15,000		
通信費	0		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
賃借料	10,000		
雑費	0		
その他経費計	60,000		
事業費計		60,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福祉費	0		
支払工賃	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	5,000		
印刷費	10,000		
通信費	4,000		
旅費交通費	5,000		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	1,000		
租税公課	0		
賃借料	0		
雑費	0		
その他経費計	25,000		
管理費計		25,000	
経常費用計			85,000
当期正味財産増減額			80,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			80,000

令和8年度活動予算書

令和8年4月1日までから令和9年 3月31日まで

(単位:円)

科目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	125,000		
賛助会員受取会費	0		
受取会費計		125,000	
2. 事業収益			
(4) 里山啓発活動事業	10,000		
事業収益計		10,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	100,000		
受取助成金等計		100,000	
4. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
その他収益計		0	
経常収益計			235,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福祉費	0		
支払工賃	20,000		
人件費計	20,000		
(2) その他経費			
消耗品費	80,000		
印刷費	10,000		
通信費	0		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
賃借料	10,000		
雑費	0		
その他経費計	100,000		
事業費計		120,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
給与手当	0		
法定福祉費	0		
支払工賃	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	20,000		
印刷費	20,000		
通信費	6,000		
旅費交通費	6,000		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	2,000		
租税公課	0		
賃借料	10,000		
雑費	0		
その他経費計	64,000		
管理費計		64,000	
経常費用計			184,000
当期正味財産増減額			51,000
前期繰越正味財産額			80,000
次期繰越正味財産額			131,000